

# 一級河川宮川 河川改修事業計画 実施方針検討業務 特記仕様書

## 1. 業務目的

宮川では、平成 16 年の台風 23 号災害を契機とした「神通川水系宮川河川災害復旧助成事業」の実施により現在概ね 1/20 程度の治水安全度を確保した状態となっている。今後は「宮川圏域河川整備計画」(以下「整備計画」という)に基づき、概ね 1/30 程度の治水安全度を確保するべく河川改修事業を進めていく必要がある。

しかし、近年、事業費縮減傾向にあり、「整備計画」の早期完了は困難である。また、国土交通省による「中小河川に関する河道計画の技術基準」(以下「技術基準」という)や「多自然川づくりポイントブック」(以下「ポイントブック」という)に示されるように、自然環境に配慮した河道整備の要請が高まっており、河道計画や実施方針等の見直しが必要不可欠であると思われる。

そこで本業務では、次の 2 点についてとりまとめることを目的とする。

河川改修事業計画区間において、「整備計画」の治水安全度を変えることなく、自然との共生が可能な河道計画を策定すること。

今後 10 年程度の施工によって治水効果を有効に発現するため、狭小部・霞堤など洪水頻発区間の対策等、具体的な手法を検討し、計画区間全体における整備順序、事業実施方針等を盛り込んだ暫定河道計画を策定すること。

## 2. 本業務の具体的な作業の方針

本業務は大きく以下の 2 項目に分かれている。

事業計画区間における「整備計画」の見直しによる検討業務

追加検討を踏まえて治水効果を早期に発現するための暫定計画検討業務。

検討業務は、事業計画区間において「整備計画」の 1/30 の治水安全度を前提としたうえで、「技術基準」や「ポイントブック」を満たして、環境に配慮した計画を検討するものである。また、近年の事業費縮減傾向を鑑みて区間毎に計画を立案するなど、詳細な検討によりコスト縮減を図る必要がある。

暫定計画検討業務は、追加検討業務を効果的に実施するため、どのような手順・手法で事業を進めるかを検討するものである。当該事業計画区間には、狭小部・霞堤・JR 橋等河道計画上重要なポイントがある。また、沿川の資産状況によっても優先して整備する区間が変わることが想定される。そこで、「整備計画」に対して手戻りとならない範囲で局部的な治水対策区間を設定し、事業効果(1/30 に満たないこともあり得る)を早期に発現させることができる手法等を検討する。具体的には、今後 10 年程度の施工期間で、バランスよく改修を進めるための整備順序、改修方針などを検討し、暫定計画を検討するものである。

### 3. 業務内容

#### 3.1 計画準備

本業務の目的を把握し、作業内容及び作業工程の計画を立案、業務計画書を作成

#### 3.2 資料収集整理

過年度に実施した宮川改修計画検討時の資料を収集

#### 3.3 現状把握

災害復旧助成事業により整備された現状を把握し、問題点等を整理

#### 3.4 河川改修計画の追加検討

「中小河川に関する河道計画の技術基準」に基づき河川整備計画河道の追加検討を実施  
検討区間

宮川： 戸市川合流点～大八賀川合流点（L=20.2km）

宇津江川： 宮川合流点～森ヶ下地内（L=3.1km）

ただし宇津江川については および のうち費用対効果算出は実施しない

検討方針の決定

各河川の特性に応じ、業務目的を達するために必要な項目について方針を決定  
（計画高水位・法線・川幅・横断形・縦断形・管理通路・付帯構造物など）

計画河道断面の設定

検討方針に基づき、標準河道断面を設定

構造物改築等の検討

検討方針及び既往計画資料等に基づき、要改築構造物の検討

現計画との比較整理

整備計画（広域基幹河川改修事業計画）との差異、特徴について整理

概算事業費・費用対効果の算出

検討計画での必要事業費を算出

整備計画（広域基幹河川改修事業計画）との差異について整理

既往計画資料等を基に、検討計画の費用対効果を算出

#### 3.5 計画変更認可資料(案)の作成

検討結果に基づく計画変更認可資料(案)を作成

#### 3.6 暫定計画の検討

効果的な事業進捗のための暫定計画を検討

検討区間(案)

宮川： 77.2k[JR 橋]～80.4k[左岸霞堤](L=3.2km) [古川土木管内]

96.2k[川上川合流点]～97.4k[大八賀川合流点](L=1.2km)[高山土木管内]

暫定計画方針の検討

効果的な事業進捗に資する暫定計画素案を検討

検討区間を検討（上記検討区間(案)は土木事務所が必要と考えている区間）

暫定計画断面の設定・構造物改築等の検討

暫定計画における断面設定、要改築構造物の検討

概算工事費の算出

暫定計画における必要事業費の算出及び事業実施年次計画を策定

### 3.7 成果取りまとめ

上記までの検討経緯及び結果を報告書として取りまとめる

### 3.8 打合せ協議

業務着手時、中間時（2回）、業務完了時に打合せ協議を実施

打合せは基本的に岐阜県庁（岐阜市）で実施するものとする

## 4. 成果品

下記資料を成果として納品

報告書（黒表紙製本） 2部

電子納品 CD 2部（正・副）

その他監督員の指示による（地元説明会資料等を想定）